(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、キ、ク、ケ、コ、キの各点、サ、シ、ス、セ、サの各点、ソ、タ、チ、ツ、ソの各点、テ、ト、ナ、ニ、テの各点、ヌ、ネ、ノ、ハ、ヌの各点及びヒ、フ、ヘ、ホ、ヒの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

ア　北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分四十三秒の点
イ　北緯三十三度六分四秒東経百三十度二十分四十五秒の点
ウ　北緯三十三度四分五十四秒東経百三十度二十一分十七秒の点
エ　北緯三十三度四分二十二秒東経百三十度二十一分二十四秒の点
オ　北緯三十三度三分五十一秒東経百三十度二十一分二十五秒の点
カ　北緯三十三度三分五十八秒東経百三十度二十分二十五秒の点
キ　北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分五十六秒の点
ク　北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分五十七秒の点
ケ　北緯三十三度三分五十六秒東経百三十度二十分四十二秒の点
コ　北緯三十三度三分五十六秒東経百三十度二十分四十一秒の点
サ　北緯三十三度五分十一秒東経百三十度二十一分九秒の点
シ　北緯三十三度五分九秒東経百三十度二十一分十秒の点
ス　北緯三十三度三分五十四秒東経百三十度二十分五十九秒の点
セ　北緯三十三度三分五十四秒東経百三十度二十分五十八秒の点
ソ　北緯三十三度五分三十六秒東経百三十度二十分三十九秒の点
タ　北緯三十三度五分三十四秒東経百三十度二十分五十八秒の点
チ　北緯三十三度五分三十三秒東経百三十度二十分五十九秒の点
ツ　北緯三十三度五分三十五秒東経百三十度二十分三十九秒の点
テ　北緯三十三度五分九秒東経百三十度二十分三十五秒の点
ト　北緯三十三度五分六秒東経百三十度二十一分十二秒の点
ナ　北緯三十三度五分二秒東経百三十度二十一分十三秒の点
ニ　北緯三十三度五分六秒東経百三十度二十分三十五秒の点
ヌ　北緯三十三度四分四十一秒東経百三十度二十分三十一秒の点
ネ　北緯三十三度四分三十五秒東経百三十度二十一分二十一秒の点
ノ　北緯三十三度四分三十二秒東経百三十度二十一分二十二秒の点
ハ　北緯三十三度四分三十八秒東経百三十度二十分三十秒の点
ヒ　北緯三十三度四分二十秒東経百三十度二十分二十八秒の点
フ　北緯三十三度四分十四秒東経百三十度二十一分二十四秒の点
ヘ　北緯三十三度四分十二秒東経百三十度二十一分二十四秒の点
ホ　北緯三十三度四分十九秒東経百三十度二十分二十七秒の点

三　免許予定日　平成三十年九月一日

四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで

五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百十一号

二　免許の内容たるべき事項

(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第一種区画漁業

漁業の名称　のりひび建養殖業

漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで

(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三) 漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次に結んだ六直線によって囲まれた区域。ただし、カ、ネ、ヌ、コ、カの各点、キ、ク、ケ、カ、キの各点、サ、シ、ス、セ、サの各点、ソ、タ、チ、ツ、ソの各点及びテ、ト、ナ、ニ、テの各点を順次に結んだ四直線によって囲まれたそれぞれの区域を除く。

ア　北緯三十三度六分二秒東経百三十度二十分二十九秒の点
イ　北緯三十三度六分一秒東経百三十度二十分四十秒の点
ウ　北緯三十三度三分五十九秒東経百三十度二十分二十一秒の点
エ　北緯三十三度四分三秒東経百三十度十九分四十二秒の点
オ　北緯三十三度五分四十秒東経百三十度二十分十秒の点
カ　北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分二十四秒の点
キ　北緯三十三度五分三十九秒東経百三十度二十分二十四秒の点
ク　北緯三十三度五分三十七秒東経百三十度二十分三十六秒の点
ケ　北緯三十三度五分三十六秒東経百三十度二十分三十六秒の点
コ　北緯三十三度五分三十八秒東経百三十度二十分二十三秒の点
サ　北緯三十三度五分十五秒東経百三十度二十分三秒の点
シ　北緯三十三度五分十一秒東経百三十度二十分三十二秒の点
ス　北緯三十三度五分八秒東経百三十度二十分三十一秒の点
セ　北緯三十三度五分十二秒東経百三十度二十分二秒の点
ソ　北緯三十三度四分四十七秒東経百三十度二十分五十四秒の点
タ　北緯三十三度四分四十二秒東経百三十度二十分二十八秒の点
チ　北緯三十三度四分四十秒東経百三十度二十分二十七秒の点
ツ　北緯三十三度四分四十四秒東経百三十度二十分五十三秒の点
テ　北緯三十三度四分二十七秒東経百三十度十九分四十八秒の点
ト　北緯三十三度四分二十二秒東経百三十度二十分二十五秒の点
ナ　北緯三十三度四分二十秒東経百三十度二十分二十四秒の点
ニ　北緯三十三度四分二十五秒東経百三十度十九分四十八秒の点
ヌ　北緯三十三度四分一秒東経百三十度二十分二秒の点
ネ　北緯三十三度四分一秒東経百三十度二十分四秒の点

三　免許予定日　平成三十年九月一日

四　申請期間　平成三十年六月四日から同年七月六日まで

五　地元地区　福岡県久留米市城島町、大川市、柳川市、みやま市瀬高町、同高田町、大牟田市

備考　免許の存続期間は、平成三十年九月一日から平成三十五年八月三十一日までとする。

一　公示番号　農区第二百十二号

二　免許の内容たるべき事項

(一)　漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類　第一種区画漁業

漁業の名称　のりひび建養殖業

漁業時期　九月一日から翌年四月三十日まで

(二)　漁場の位置　福岡県及び佐賀県の地先（有明海に限る。）

(三)　漁場の区域

次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次に結んだ五直線によって囲まれた区域

ア　北緯三十三度七分四十秒東経百三十度二十一分一秒の点
イ　北緯三十三度七分三十九秒東経百三十度二十一分五秒の点
ウ　北緯三十三度七分二十三秒東経百三十度二十一分一秒の点
エ　北緯三十三度七分二十七秒東経百三十度二十分四十七秒の点
オ　北緯三十三度七分三十七秒東経百三十度二十分四十九秒の点

三　免許予定日　平成三十年九月一日